様式第６号（第３条関係）

堺市意思疎通支援者辞退届

年　　月　　日

堺　市　長　殿

　堺市意思疎通支援事業実施要綱第３条第６項の規定により、次のとおり意思疎通支援者の登録辞退について堺市意思疎通支援者登録証を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録種別 | 手話通訳者　　・　　要約筆記者 | |
| フリガナ |  | |
| 氏名 |  | |
| 住所 | 〒 | |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| 携帯電話番号 |  |
| 辞退理由 |  | |
| 備考 |  | |

（※）再交付を受けた後、以前に発行された意思疎通支援者登録証が発見された場合には、速やかに堺市に返還すること。